

西宮市立中央病院セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント
対策委員会設置要綱

(設 置)

第1条 西宮市立中央病院（以下「病院」という。）にセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 委員会は、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントに関する苦情の申し出及び相談を迅速かつ適切に処理し、もって男女が対等平等な関係で快適に働くことのできる職場環境を確保するため、院内におけるセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止及びその取締りに関する事項並びにセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントが発生した場合の処理方針を協議する。

(セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント)

第3条 セクシュアルハラスメントとは、職場において行われる不快に感じる性的言動に対して、その職員等の対応により当該職員がその勤務条件につき不利益を受け、又は職場において行われる性的な言動により当該職員の就業環境が害されることをいう。

2 パワーハラスメントとは、職場において、地位や人間関係で弱い立場の労働者に対して、精神的又は身体的な苦痛を与えることにより、結果として労働者の働く権利を侵害し、職場環境を悪化させる行為のことをいう。

(適用範囲)

第4条 この要綱は、職員同士及び職員と患者等の関係について適用する。

(構 成)

第5条 委員会は、つぎの者をもって構成する。

(1) 西宮市立中央病院安全衛生委員会の構成員

(2) セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントが発生した関係診療科等の責任者

(3) その他院長が指名する者

2 委員会の委員長は総括安全衛生管理者を、副委員長は衛生管理者及び安全管理者をもってあてる。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 委員長は、会議を招集し、議事をつかさどる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(苦情処理)

第6条 苦情を受け付ける苦情処理担当者は、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントが発生した関係診療科等の責任者（以下「責任者」という。）をあてる。

- 2 セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントを受けていると思う職員は、責任者に申し出る。ただし、被害を受けている職員以外の者もその職員に代わって申し出ることができる。
- 3 責任者は、申し出を受けたときは、申し出者及び関係者から事情を聴取し苦情処理にあたる。

(委員会への申し出等)

第7条 責任者は、委員会で処理することが適当と判断した場合、又は申し出者が委員会で処理を申し出た場合は、委員会の開催を委員長に申し出る。

- 2 委員会は、開催の要求があったときには、関係者による事情聴取を行う等適切な調査活動によって迅速に案件を処理する。
- 3 委員会で解決が困難な場合は、苦情を申し出た職員が弁護士又は他の相談機関に相談する事を妨げない。

(プライバシーの保護等)

第8条 委員会は、苦情処理にあたっては、当事者のプライバシーの保護等に努め、特に申し出者が苦情相談を行ったことによって不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

付 則

この要綱は、平成13年 6月1日から実施する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程37条による改正付則）

この要綱は、平成20年 4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年 4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年 4月1日から実施する。